

南幌町中小企業総合振興資金利子補給要綱

平成 24 年 4 月 1 日告示第 7-2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、南幌町における中小企業の経営安定及び基盤強化を図るため必要な資金の融資を受けた場合、利子補給を行い商工業振興に資することを目的とする。

(利子補給の対象資金)

第 2 条 利子補給の対象資金は、北海道中小企業総合振興資金融資制度とする。ただし、次の各号に掲げる資金で商工会の「あっせん申込」に限る。

- (1) ライフステージ対応資金
 - ア 創業貸付
 - イ ステップアップ貸付
 - ① 政策サポート
 - ウ 事業承継貸付
 - エ 企業体質強化貸付
- (2) 経済環境変化対応資金
 - ア 経済環境変更対応貸付
 - ① 原料等高騰
 - ② 認定企業
 - ③ 災害復旧
- (3) 一般経営資金
 - ア 一般貸付
 - イ 小規模企業貸付
 - ① 小口

(利子補給の対象)

第 3 条 利子補給の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 町内に独立した事務所、店舗を有し同一事業者を引続き 1 年以上営んでいる者。
- (2) 南幌町商工会会員である者。
- (3) 町税を完納している者。

(利子補給の額)

第 4 条 資金に対する利子補給額は、利子額の 1/2 とする。

ただし、一事業所の年度合計利子補給額は上限 50 万円とする。

(利子補給額の算出基準)

第 5 条 補給額の算定は、資金融資実行日より償還完了日までの期間について、毎年補給する。

ただし、第 3 条第 2 項の未加入期間は対象外とする。

(利子補給の申請)

第 6 条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南幌町中小企業総合振興資金利子補給申請書（様式第 1 号）並びに金融機関の証明書（様式第 2 号）により必要書類を添えて、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について、翌年 1 月 31 日までに商工会経由で町長に提出しなければならない。

(利子補給の決定)

第 7 条 町長は、前条の申請を受理したとき、その内容を審査し、利子補給の可否を決定する。

2 町長は、前項により利子補給の可否を決定したときは、南幌町中小企業総合振興資金利子補給決定通知書（様式第 3 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第 8 条 前条に規定する利子補給の決定を受けたもの（以下「受給者」という。）は南幌町中小企業総合振興資金利子補給金請求書（様式第 4 号）を町長に提出するものとする。

(利子補給の停止及び返還)

第 9 条 町長は、受給者が次の事項に該当するときは、利子補給を停止するものとする。

- (1) 返済期間を過ぎても貸付金を返還しないとき。
- (2) 営業を廃止したとき、又は 1 年以上にわたり営業を停止しているとき。
- (3) 町長が、利子補給を不相当と認めたとき。

(利子補給の取り消し)

第 10 条 町長は、受給者への資金の貸付の決定の取り消しを受けたときは、利子補給の決定を取り消し、補給金の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。